

◎介護予防短期入所生活介護サービス利用料

【基本部分：併設型介護予防短期入所生活介護費】

お支払いいただく負担金は、原則として次の基本利用料の 1 割（一定以上の所得のある方は 2 割（平成 27 年 8 月から））の額です。

給付費名称	状態区分	基本利用料 (1 日につき)
併設型介護予防短期入所生活介護費 (I) (従来型個室を利用される場合)	要支援 1	4,330 円
	要支援 2	5,380 円
併設型介護予防短期入所生活介護費 (II) (多床室を利用される場合)	要支援 1	4,380 円
	要支援 2	5,390 円

※ 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

※ 上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

【加算】

以下の要件を満たす場合は、上記の基本部分に以下の料金の 1 割（一定以上の所得のある方は 2 割（平成 27 年 8 月から））の額が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額 (1 日につき)
送迎加算	・利用者の心身の状態、家庭の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、居宅と事業所間の送迎を行う場合（片道）。	1,840円
認知症行動・心理症状緊急対応加算	・認知症日常生活自立度がⅢ以上であって、認知症行動・心理症状が認められ、在宅生活が困難であると医師が判断した者であること。 ※利用開始日から起算して 7 日を限度として算定可。	2,000円
若年性認知症利用者受入加算 ※認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定している場合は算定できない。	・受け入れた若年性認知症利用者毎に個別の担当者を定めていること。	1,200円

療養食加算 ※定員超過利用・人員基準欠 如に該当している場合は算 定できない。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。 ・ 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事が提供されていること。 ・ 医師の発行する食事せんに基づき提供されていること。 	230 円
サービス提供体制強化 加算(Ⅰ)イ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護員の総数うち、介護福祉士の占める割合が 60%以上であること。 	180円
専従の機能訓練指導員 を配置している場合。 (機能訓練体制加算)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を 1 名以上配置していること。 ・ 理学療法士等である従業者を機能訓練指導員として常勤換算方法で利用者の数を 100 で除した数以上配置していること。 	120円
個別機能訓練加算	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専従の機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士等を 1 名以上配置していること。 ・ 機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員等が共同して、利用者の生活機能向上に資する個別機能訓練計画を作成していること。 ・ 個別機能訓練計画に基づき、利用者の生活機能向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士等が、利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。 ・ 機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問した上で、個別機能訓練計画を作成し、計画的に利用している者に対しては、その後 3 月毎に 1 回以上、利用者の居宅を訪問した上で、利用者又はその家族に対して、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、訓練内容の見直し等を行っていること。 	560円
介護職員処遇改善 加算 (Ⅰ)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所が、入所者に対し、指定短期入所生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成 30 年 3 月 31 日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。 	所定単位数に 8.3%を乗じた 単位数

【その他の費用】

サービス提供に際し実費を要した場合は、全額を負担していただきます。

段階区分	食費 (1日につき)	住居費 (1日につき)	
		従来型個室	1,150円
基準費用額	1,380円	多床室	840円
		従来型個室	820円
第3段階	650円	多床室	370円
		従来型個室	420円
第2段階	390円	多床室	370円
		従来型個室	320円
第1段階	300円	多床室	0円

※ 食費基準費用額の内訳

・朝食 190円	} 1日 1,380円
・昼食 690円	
・夕食 500円	

キャンセル料	利用日の2日前までに連絡のあった場合	無料
	利用者の前日に連絡のあった場合	利用者負担金の50%の額×1日分
	利用日の当日に連絡のあった場合	利用者負担金の100%の額×1日分
	利用開始日以降の場合	利用者負担金の50%の額×予定残日数
その他	行事、趣味等で使用する材料費等	相当分

※ 様態急変等の場合は請求いたしません。